

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、広陵町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年十一月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（カラー撮影（デジタル）U C X p地上解像度十センチメートル、同時調整写真地図十六・三〇平方キロメートル地図情報）

二 測量の地域 北葛城郡広陵町全域

三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで